

令和4年度松江市販路開拓(新型コロナ対策)支援事業補助金 募集のご案内

松江市役所 産業経済部
まつえ産業支援センター

この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内の意欲ある中小企業者が Web 商談を実施する場合に必要な費用の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図るためのものです。

1 補助対象事業

●Web 商談推進事業 [製造業者 (※) のみ対象]

新型コロナウイルス感染症の影響下で実施する Web 商談に必要な機材を整備し、受注機会の増大を図る取組

- ※ 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1 回限りとします。
- ※ 製造業者…「日本標準産業分類」(平成 25 年 10 月改定) に定める製造業を主たる事業として営んでいることが必要。

令和5年2月28日までに事業を完了(計画した事業の実施、対象経費の支払いを完了)すること。

2 補助対象経費

補助対象経費は次に掲げるものとし、消費税等については対象外とします。

- (1) 機材費
モニターディスプレイ、外付けカメラ、マイク、イヤホン等の OA 機器 (パソコン、タブレット等は除く。)、防音・吸音パーテーション、防音ブース等の導入経費 (自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費)
- (2) 役務費
上記に伴う機器等の運搬費及び設置費等
- (3) ホームページ制作・改修費
販路拡大を目的とした HP 作成・改修費等
- (4) 動画作成費
販促用動画作成費等
- (5) その他
その他市長が特に認める経費

3 交付の率又は金額について

- (1) 交付対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）
- (2) 1年度1社当たり上限100万円とします

注）Web商談推進事業については、同一の補助事業者に対する補助金の交付は、1回限りとします。

4 補助事業者の範囲

- (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営んでいる中小企業者。ただし、市外の事業所が中心的に事業を実施する場合を除きます。
- (2) 補助事業の完了時に、納期が到来している松江市税について滞納がないこと。

5 申請の方法

- (1) 募集期間等

令和4年4月1日（金）から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。

- (2) 補助金交付要綱、申請様式、事業計画書・事業報告書については、松江市ホームページからダウンロードできます。

- (3) 申請時の提出物は下記のとおりです。

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③直近2期分の決算書の写し

- (4) 提出先

松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300 E-mail:misc@city.matsue.lg.jp

6 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(2) 「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市 ※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市 ※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市 ①事業報告書（別紙3） ②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの ③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

※対象経費に消費税等は含まれませんので、税抜き金額が判明するものを提出してください。

④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

(5)「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(6)「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」
：補助事業者→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）